

薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

薩摩川内市条例第 8 号

薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年薩摩川内市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 8 条第 1 3 項中「栄養士又は」を「栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。